

みんなで支えあふ介護保険

介護保険は40歳以上の方が納める保険料と国・県・市の公費を財源として運営し、介護を必要とするときに介護サービス費用に充てることで本人とその家族を支えています。

問 高齢福祉課(保健センター)

☎71・2356 ☎72・1481

食費・居住費負担軽減制度

■対象者

次の要件を全て満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②配偶者が住民税非課税
- ③預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下

■対象となるサービス

以下の居住費・食費
特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の入所・ショートステイ

■申請方法

印鑑、本人および配偶者の預貯金などが確認できる書類を持って問へ

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

■対象者

次の要件を全て満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②年金も含めた全ての年間収入の合計額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下
- ③預貯金の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下
- ④日常生活に使う資産以外に活用できる資産がない
- ⑤利用料を負担する能力がある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

■対象となるサービス

- ・特別養護老人ホームの介護費、食費、居住費
- ・ショートステイの介護費、食費、滞在費
- ・ホームヘルプの介護費
- ・デイサービス(一般型・認知症対応型)の介護費、食費
- ・小規模多機能型居宅介護サービスの介護費、食費、滞在費

■軽減割合

介護費、食費、居住費いずれも25%軽減

■申請方法

印鑑、世帯員全員の収入と預貯金を確認できる書類、健康保険証(本人)を持って問へ

介護認定を受けている人へ

7月下旬に平成30年8月からの介護保険負担割合証を送付します。届きましたら、ケアマネージャーや利用している事業所に提示してください。

平成30年度 保険料(税)の 通知書を送付します

7月中旬に次の通知書を送付します。年金天引きや口座引き落としができない人には納付書が入っています。納期限までに納めてください。便利な口座振替もご利用ください。

詳しくはそれぞれに同封の書類をご覧ください。

○介護保険料本決定通知書

問 高齢福祉課(保健センター) ☎71・2356 ☎72・1481

○後期高齢者医療保険料額決定通知書

問 保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

○国民健康保険税納税通知書

問 税務課(東庁舎) ☎71・2319 ☎72・2460

非自発的失業者へ国民健康 保険税の軽減制度があります

勤めていた会社の倒産・解雇や雇止めなどにより離職した人で、次の①②の要件の両方にあてはまる人は、申請をすれば国民健康保険税が軽減されます。

■適用要件

- ①雇用保険の失業給付を受けている人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの場合
- ②離職時点で65歳未満の場合

■軽減方法

対象者の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

■軽減期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

■手続方法

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って問へ

問 税務課(東庁舎) ☎71・2319 ☎72・2460